

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第17回朝霞市総合計画策定委員会			
開催日時	令和7年10月14日（火）午前10時から 午前10時20分まで			
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室			
出席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、 紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 山本同課長補佐、石崎同課政策企画係長、伴仲同課同係主査</p>			
欠席者の職・氏名	松岡都市建設部長			
議題	<p>1 第6次朝霞市総合計画（案）について</p> <p>2 その他</p>			
会議資料	<p>【資料1】第15回審議会等における意見及び対応</p> <p>【資料2】第6次朝霞市総合計画（案）に対する修正 新旧対照表</p> <p>【資料3】第6次朝霞市総合計画（案）</p>			
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録			
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録			
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録			
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）			
	<table border="1"> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去			
	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月			
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁				
傍聴者の数	一			
その他の必要事項	なし			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 第6次朝霞市総合計画（案）について

【説明】

（事務局：石崎政策企画課政策企画係長）

総合計画（案）について、説明する。

総合計画の策定に当たっては、8月26日に総合計画審議会を開催し、頂いた意見を受けて事務局と審議会で調整し、案としてまとまったことから、先日10月8日に審議会から答申を受けた。

本日の策定委員会では、資料3として配った総合計画（案）について承認を頂けたら、10月20日の府議に諮りたいと考えている。

それでは、はじめに、第15回総合計画審議会で頂いた意見のほか、審議会後に頂いた追加の意見と合わせて、それらの意見とその対応について、主なものを報告する。

資料1「第15回総合計画審議会等における意見及び対応」をご覧いただきたい。

まず、「1 市民意見交換会及び市民コメントの結果」については、No.1として、「市民コメントの意見を反映するかどうかを審議会で議論するのが本来の進め方ではないか」との意見を頂いた。審議会の進め方として、今まで市民参画の場において頂いた意見や事務局案に対して、審議会で議論していることを説明し、市民参画については、現在実施している取組を全序的に照会し、協働指針の見直しも含めて検討していく旨を回答した。

次に、No.2として、「審議会等で出された具体的な意見について、府内で共有してほしい」との意見を頂き、頂いた意見は全府に共有し、今後の実施計画の策定等に役立てていく旨を回答した。

次に、「2 第6次朝霞市総合計画（案）」について報告する。

なお、意見を踏まえて修正を加えたものについては資料2の新旧対照表にまとめているので、適宜参照いただきたい。

まず、No.1として、「計画策定の基本的な考え方について記載があるが、第6次総合計画の策定に当たっては、こども基本法の基本理念を踏まえ、こどもや若者の意見を積極的に聴取してきたことを記載した方がよいのではないか」という意見を頂き、これを踏まえて文言を追加した。

次に、No.4として、「第4章の大柱4「コミュニティ・市民活動」の「現状と課題」に自治会・町内会の役割について記載があるが、地域での見守り等、地域福祉の要素も記載した方がよいのではないか。」との意見を頂き、これを踏まえて文言を追加した。

続いて、2ページをご覧いただきたい。

No.8として、第6章に「二次元バーコード」という言葉が掲載されていたが、「二次元コード」という言葉が正しいのではないかとの意見を頂き、担当課に確認し、意見を踏まえて修正した。

次に、No.9として、「年次や年度の表記について、民間は西暦に統一しているので、今後検討してほしい」との意見を頂いた。本計画における表記は原案のとおりとするが、今後、全序的な対応を検討する旨を回答した。

続いて、3ページをご覧いただきたい。ここからは、審議会後に提出された意見とその対応を報告する。

はじめに、No.1として、第6章の大柱2「市民参画・協働」、中柱（1）「市民参画と協

「協働の推進」の《現状と課題》について、「地域の課題解決に取り組む市民活動団体等の育成や支援を行う」という表現があったが、「自治会や町内会も支援する必要があるのではないか」との意見を頂いたことから、これを踏まえて修正した。

次に、No.2として、同じく中柱（1）の小柱①「市民参画の機会の充実と推進」の文章について、「第5次総合計画において市民参画の条例の検討について記載されていたので、第6次総合計画でも記載をなくすべきではない」との意見を頂いたことから、意見を参考に検討した結果、「また、協働指針の見直しや、条例などの仕組みについて検討します」という表現に変更した。

次に、No.5として、第6章の大柱3「行財政」の中柱（1）「総合計画の推進」、小柱②「行政評価の推進」の文章について、「行政評価制度について、もっと具体的に記載すべきではないか」との意見を頂いたことから、これを踏まえて修正した。

その他、事務局修正としまして、成果指標や参考実績値において所管課から数値の誤りがあるとの申出があったので修正をしている。

これらの修正点について整理した上で、最終的には審議会の会長、副会長と協議し、審議会委員の確認を経て総合計画（案）をとりまとめ、その後、10月8日に審議会から答申を頂いた。

なお、8月26日に開催した審議会において、「会議後に期限を設けて意見を募り、案への修正が可能かどうか事務局で精査した上で、修正できないものについては附帯意見として答申してもらいたい」との意見を頂いたが、頂いた意見については反映することとしたため、答申には附帯意見は付されなかった。

第15回総合計画審議会等で頂いた意見とその対応についての報告は以上である。

続いて、資料3について説明する。

資料3については、審議会から頂いた意見を踏まえた修正を行ったほか、令和6年度の決算が確定したことから、「第1部 総論」に掲載している人口・財政に関する数値や、「第3部 前期基本計画」に掲載している成果指標や参考実績値について時点更新を行った。

時点更新に当たっては、各所管から実績値を報告いただき、事務局で更新を行い、その内容を改めて各所管に確認していただいているので、個別の説明は省略する。

ここで1点、策定委員会の皆様に了承していただきたいことがある。

「第1部 総論」の財政に関する図表を掲載しているが、そのうち、「財政力指数」、「経常収支比率」については県内平均値を図示している。こちらは例年11月頃に埼玉県が公表していることから、現時点では更新することができない。また、基本計画における成果指標等についても、県が公表する数値を引用しているものがあり、これらについては、冊子として発行するまでに、可能な範囲で時点更新をしたいと考えているので、あらかじめ了承いただきたい。

今後については、本日、承認を頂いたら、10月20日の庁議に諮り、その後、朝霞市総合計画条例に基づき、基本構想を12月議会に議案として上程する。

事務局からの説明は以上である。

【質疑等】

（佐藤福祉部長）

福祉部として、重層的支援体制整備について、地域の活動にどのように展開しようか思案しており、今後力を入れていこうと考えているが、現在、第6章の市民参画と協働の推進には、政策企画課と地域づくり支援課のみの施策となっている。今後、主担当課として追加することはできるのか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

策定委員会の意見として修正することは可能であると考える。

なお、修正する場合については印刷製本のスケジュールを考慮して11月末日とする。

(又賀市長公室長)

第6章の市民参画・協働指針に重層的支援を入れるかについて検討の余地があるが、74ページに「重層的支援体制の整備の推進」という言葉を用いているので、それで網羅できており、あまり細かく記載する必要はないのではないか。

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

各章のイラストや写真について、全序的に確認する機会を設けるのか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

掲載するイラストや写真については、事務局等で検討し固まりつつある。決まったら策定委員会の皆様にもお知らせしたいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

計画書を令和8年3月に発行するならば、前期基本計画や資料編に掲載する課名は機構改革前の課名になるのか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

計画期間は令和8年4月から始まるため、機構改革後の課名に修正する予定である。

(紺清市民環境部長)

審議会の委員名簿の任期について、終期が空欄になっているがどのようにするのか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

審議会委員の任期は、「総合計画を策定する日まで」としているため、今後策定した期日を掲載する予定である。

(佐藤福祉部長)

基本構想を12月に議会に上程すると思うが、議会ではどのような形式になるのか。

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

政策企画係所管の総合計画条例に基づいて上程するので、おそらく総務常任委員会に付託されるとと思うが、前期基本計画等を参考資料として出すため、議案質疑で各部の考え方や策定の経緯について質問されることも考えられる。

【議題】

2 その他

【説明】

(事務局：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

事務局から、今後の流れについて説明する。

繰り返しになるが、総合計画（案）については、10月20日の庁議に諮り、市長決裁を経て、計画として決定したいと考えている。

その後、12月議会に基本構想を議案として上程する。

また、現状で見込み値など、未確定の数値等については、印刷製本の締め切りを考慮し、11月末を最終時点として事務局で時点更新をするので、了承いただきたい。

事務局からは以上である。

【閉会】